ＮＨＫ受信料制度等専門調査会
第８回会合 議事要旨

■　日 時
平成２３年４月２８日（木）　１７：００～１９：００

■　場 所
ＮＨＫ放送センター会議室

■　出席者
【専門調査会委員】（五十音順、敬称略）
荒井耕、安藤英義、斎藤誠、宍戸常寿、山内弘隆、山野目章夫（６名）
（欠席者）大久保直樹、安野智子（２名）

■　議事次第
１　開会
２　論点説明（小委員会）
３　意見交換

■　議事概要

１　論点説明および意見交換について

総括原価方式、ＮＨＫに求められる会計制度等について、小委員会から第７回会合における議論に関連した説明があった。そして、衛星放送のあり方、中長期的な視野で財源制度にも留意した公共放送のあり方について、小委員会から論点の説明があり、その後、意見交換が行われた。主な発言は次のとおり。

● 総括原価方式については、効率化努力への疑念を持たれがちであり、その努力についての積極的な発信が必要である。

● 一般的に総括原価方式は費用と税金、事業報酬額で構成されるが、ＮＨＫの性格をふまえつつ、企業の存続の観点から、アーカイブや震災対応設備等の目的積立金的な長期的な繰越金利用があってもいいのではないか。

● 民主的コントロールや認可・承認手続きのあり方に関連して、ＢＢＣでは、ヒアリングやパブリックコメントの実施という「プロセス」を強制することで外部に開かれた体制を維持しようとしているように思われる。

● 民主的コントロールの仕組みにおいては、中立的な判断が確保される必要が

ある。放送の特質に即し、行政との距離が確保されつつ、かつＮＨＫに近すぎることもないというモデルであるべきではないか。

● 衛星放送の位置づけを考えるにあたり、地上放送と衛星放送の「送信方法」等の“ハード”の違いで考えることが難しくなってきている。他方、内容によって制度区分を考えることは、放送の特質から考えて、賢明とはいえないのではないか。

● 衛星放送のあり方については、衛星放送をどう位置づけるかによって、料額決定プロセス、経費の配賦などの考え方も異なってくる。

● 地上放送と衛星放送の違いによって、地上放送が中核的なサービスで衛星放送が追加的なもの、という区分が当然のように出てくるものではないと考えられるが、最終的に受信料体系と連関する面がある。

● 放送法では地上放送と衛星放送が別のものとして位置づけられているが、公共放送としての理念に照らして考えるべきではないか。また、単一波だと視聴者を獲得しやすい番組を放送することにより番組が画一化する傾向が考えられるが、公共放送として多様で質の高い番組を行うために様々なチャネルが必要、という見方もできるのではないか。

● 誰でもどこでも見られるというアクセス面での「あまねく」は放送の公共性のベースであり、この意味では、ＮＨＫにも民放にもその公共性があるのだろう。

● 公共性としては、アクセス面での「あまねく」が基層にあり、次に離島などでの難視聴地域でもあまねく見られること、その次に内容のバリエーションの豊かさが来るのではないか。ＮＨＫは民放以上にこれらの公共性が求められているということではないか。

● 中長期的な視野で財源制度にも留意した公共放送のあり方としては、基本的な情報について、インターネットを主な情報源としている層が存在するなかで、公共放送をどのように定義し、どのような役割を果たさせるか、という議論が必要だろう。

● 公共性とは幅の広い概念であり、災害発生時というような限定ではなく、欧州のような積極的な定義を行うことも必要なのではないか。また、災害についても、日ごろの信頼こそであり、信頼・評価の維持という観点から、受信料の意義を位置付けることもできるのではないか。

● また、財源をどのように考えるか。欧州に範はあるが、衛星放送の議論同様、幅広い考え方があるだろう。

- 基本法のレベルに、公共放送の理念・規範的なことを書き込む、という考え方もあるのではないか。ただし、行政との距離の問題があり、放送の自主自律が確保されるガバナンスのあり方とセットで考える必要があるだろう。

- 新しいサービスを実施する場合には、競争法的観点も重要。財源の性質をどのように考えるかで、独禁法との連関が決まるだろうし、伝送路をいかに確保するか、という観点もあるではないか。

２　次回日程について

次回は５月２０日（金）１７時３０分から。